

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①鶴岡市大山地域（当会本所・大山支所が立地）

（洪水：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、大山川南側の商業地域等において、最大3mの浸水が予想されている。

（土砂災害：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、山の手町や城山が土砂災害警戒区域（がけ崩れ）に指定されている。

（地震 J-SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以下の確率で発生するとされている。

②鶴岡市藤島地域（当会藤島支所が立地）

（洪水：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、藤島川西側の渡前地区、京田川沿いの三和地区において、最大5mの浸水が予想されている。

（土砂災害：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、温泉旅館が立地する湯ノ沢地区や添川地区が土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。

（地震 J-SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以下の確率で発生するとされている。

③鶴岡市羽黒地域（当会羽黒支所が立地）

（洪水：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、藤島川、黒瀬川沿いの泉地区、広瀬地区で最大3mの浸水が予想されている。また、東荒川ため池等、地域内に存在する「ため池」の堤防決壊による浸水想定区域が数か所存在する。

（土砂災害：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、羽黒山の宿坊等が存在する手向地区や川代地区等の一部が土砂災害警戒区域（土石流、がけ崩れ）に指定され、手向地区の一部が地すべり発生危険箇所指定されている。

（地震 J-SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%以下の確率で発生するとされている。

④鶴岡市榎引地域（当会榎引支所が立地）

（洪水：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、一級河川赤川と青竜寺川に囲まれた上山添（町中心部で当会榎引支所や鶴岡市榎引庁舎も立地）、下山添、丸岡地区等で最大3mの浸水が予想されている。

（土砂災害：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、山間部の西荒屋地区、黒川上地区等に土砂災害警戒区域

(土石流、がけ崩れ)に指定されている。

(地震 J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%以下の確率で発生するとされている。

⑤鶴岡市朝日地域(当会朝日支所が立地)

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、赤川沿いに立地する熊出地区、野中地区、上田中地区等で最大5mの浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、梵字川沿いの落合地区(中心部)や熊出地区、田麦俣地区等、山間地域である当地は多数の地域で土砂災害警戒区域(土石流、がけ崩れ)に指定されている。

(地震 J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%以下の確率で発生するとされている。

⑥鶴岡市温海地域(当会温海支所が立地)

(津波:ハザードマップ)

当地域は当商工会管内で唯一海(日本海)と接している地域である。当市のハザードマップによると、市役所温海庁舎が立地する中心部の温海地区は最大津波高さ14.2m、津波第一波7分と予測されており、天保4年に津波被害の史実がある(以下の地区も同様の史実あり)。また、鼠ヶ関港や観光史跡を有し、漁業や旅館業が集積する鼠ヶ関地区は最大津波高さ8.8m、津波第一波8分と予測されている。他に、五十川地区(最大津波高さ16.3m、津波第一波7分)、小岩川地区(最大津波高さ13.2m、津波第一波7分)等で津波災害が予測されている。

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、温海川、五十川、鼠ヶ関川等各河川沿いの地域で最大5mの浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、中心部の温海地区、旅館業が集積する温海温泉地区、沿岸部の鼠ヶ関地区、山間部の小国地区等、全地域で土砂災害警戒区域(土石流、がけ崩れ)に指定されている箇所がある。

(地震 J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%以下の確率で発生するとされている。

⑦三川町(当会三川支所が立地)

(洪水:ハザードマップ)

当町は町の中央を一級河川赤川が流れ、西側を大山川や青竜寺川、東側には藤島川、京田川と計5本の河川が流れている。町のハザードマップによると、町のほぼ全域で最大5mの浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当町の高さは平均約7.5mと平坦な地形であり、土砂災害の危険性は少ない。

(地震 J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以下の確率で発生するとされている。なお、町が位置する庄内平野では、海岸平野の特性を反映して未固結堆積物が厚く堆積しており、地震発生の際に液状化現象が広範に起こる可能性が高い。

⑧共通

(雪害)

冬季は、積雪や地吹雪の発生に見舞われる日本海型気候を呈している。積雪については、沿岸部では風の影響でほとんど積もらず、平地で最大1mほど、山間部で3mを越える積雪になるところもあり多様な状況にある。豪雪地帯対策特別措置法の下に鶴岡市大山地域、藤島地域及び温海地域、三川町は豪雪地帯となっており、鶴岡市羽黒地域、榎引地域及び朝日地域は、特別豪雪地帯として指定されている。降雪状況によっては公共交通機関の不通や物資の遅延、除雪作業時の事故等の雪害の可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、各市・町においても多くの市・町民の生命や健康及び経済活動に重大な影響を与えるおそれがある。今般の当商工会管内の新型コロナウイルスの感染者数は令和3年2月8日現在、鶴岡市47名、三川町57名に及び、三川町では病院内クラスターが発生した。県全体の感染者数は526名に達している。市・町民は企業活動をはじめとして市・町外との往来も多分にあることから、一度県内でクラスターが発生すれば、各市・町内においても感染が拡大するおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2, 111人
- ・小規模事業者数 1, 743人

【内訳】

	業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	373	353	管内に広く分散している
	製造業	251	199	工業団地を有する鶴岡市大山、藤島、榎引、羽黒の各地域と三川町に多い
	卸・小売業	644	468	管内に広く分散している
	飲食店 ・宿泊業	211	166	飲食店は管内に広く分散している 宿泊業は沿岸部（鶴岡市温海地域）と山間部（同羽黒地域）に多い
	サービス業	412	359	管内に広く分散している
	その他	220	198	管内に広く分散している

(出所：平成28年経済センサス活動調査)

(3) これまでの取組

1) 鶴岡市の取組

- ・鶴岡市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 三川町の取組

- ・三川町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・三川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

3) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPの必要性とメリットを会報等で周知
- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・鶴岡市、三川町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組について、防災計画の周知にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・日頃の巡回・相談活動から感じる、事業者の防災対策が十分に進まない理由として、小規模事業者の人材等の経営資源の不足があげられる。例えば、ある小規模事業者は、事業所に隣接する河川が豪雨等により10年に1度の頻度で氾濫することを認識しており、事前対策の必要性は理解していても、毎日の事業活動で手一杯で事前対策を講じられない現状がある。
- ・当商工会エリアは2市町7地域に及び、沿岸部から出羽三山まで包含している。東北で最も広い面積を支援範囲としているため、発災時、非常時における被害状況の把握に時間がかかることが危惧される。また、当商工会と鶴岡市、三川町の連携・協力体制も具体化されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・地区内経営資源が不足する小規模事業者に対し、後述するBCP普及啓発セミナーの開催や当会経営指導員等による事業者BCP策定の伴走支援により、BCPの普及促進を図る。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会内部において迅速に被害状況が把握できる体制の構築と鶴岡市、三川町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と鶴岡市、三川町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業者BCPの策定支援にあたっては、山形県で作成し、事業者が自社のBCPを策定する際に「ひな形」として活用できる「山形県版BCPモデル」の普及促進を図る。

※山形県版BCPモデルの特徴

- ・大地震、風水害・雪害、感染症の3つのリスクに幅広く対応
 - ・7業種（建設業、製造業、卸・小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業、その他汎用版）に対応し、県内主要業種をほぼ網羅
 - ・A3版1枚のコンパクトサイズで大きな負担なく作成可能
 - ・「策定の手引き」付きで、初めてでも簡単に作成可能
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（令和3年12月までに作成する）。

3) 関係団体等との連携

- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・鶴岡市、三川町と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上）の地震が発生したと仮定し鶴岡市、三川町との連絡ルートの確認等を行う訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内を目途に職員の安否報告を行う。
具体的には、発災時には携帯電話での連絡が困難になることが予想されるため、商工会職員は事務局長へSNS等を利用して安否報告と業務従事の可否報告を行う。併せて、把握できうる大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等についてまとめ、当会と鶴岡市、三川町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鶴岡市、三川町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と鶴岡市、三川町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ol style="list-style-type: none">1) 緊急相談窓口の設置・相談業務2) 被害調査・経営課題の把握業務3) 復興支援策を活用するための支援業務

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

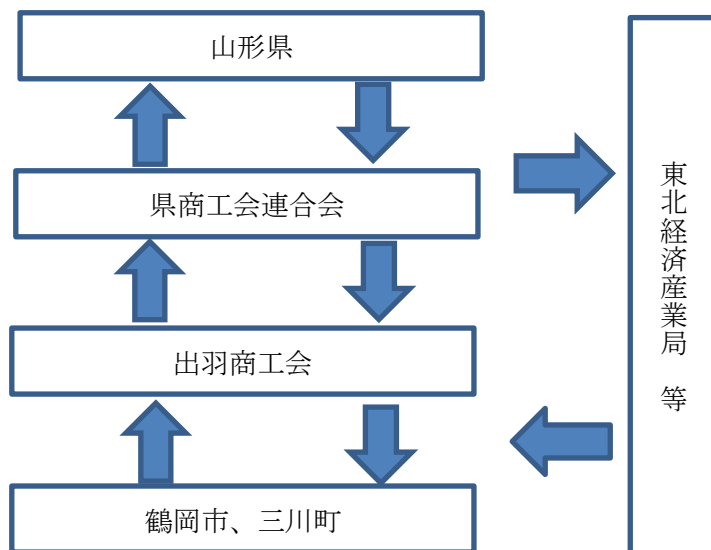
・本計画により、当会と鶴岡市、三川町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・鶴岡市、三川町で取りまとめた「鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」「三川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3 . 発災時における連絡体制 > ※下図は連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と鶴岡市、三川町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と鶴岡市、三川町が共有した情報を、当会又は鶴岡市、三川町より山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と鶴岡市、三川町が共有した情報を、山形県商工会連合会を通じ山形県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・緊急相談窓口の開設方法について、鶴岡市、三川町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、緊急相談窓口を設置する。
- ・窓口相談設置にあたっては、山形県火災共済協同組合（火災保険、損害保険）や金融機関（緊急融資）と連携し、ワンストップでの対応を可能とする。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。詳細確認にあたっては、被害項目等を予め記載した相談シートを作成し、罹災証明に必要な写真をその場でスマホから印刷できるようにPC、プリンターを準備するなど、迅速な被害状況の把握に努める。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内小規模事業者への緊急相談窓口設置や被災事業者施策の周知方法は、案内文書の郵送のほか、当会LINEグループ機能を活用する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

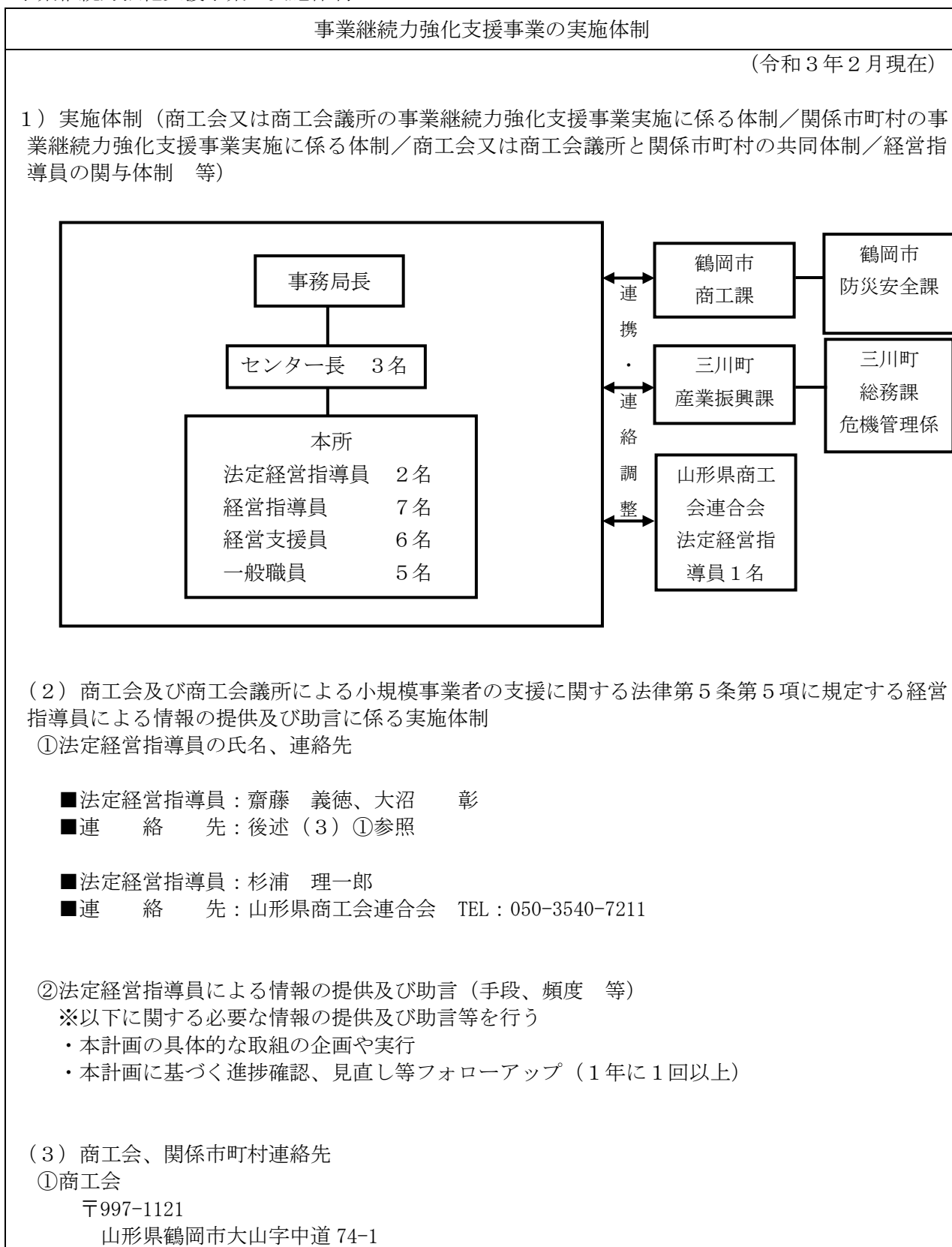
- ・復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



出羽商工会 経営支援課
TEL : 0235-33-2117 / FAX : 0235-33-0283
E-mail : dewa@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

〒997-8601
山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市 商工観光部 商工課
TEL : 0235-25-2111 / FAX : 0235-24-9071
E-mail : shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

〒997-1301
山形県東田川郡三川町大字横山字西田85
三川町 産業振興課
TEL : 0235-35-7015 / FAX : 0235-66-3138
E-mail : shoukou@town.mikawa.yamagata.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ 作成費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、鶴岡市補助金、三川町補助金、山形県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
山形県火災共済協同組合 理事長 小野木 覺 〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階
連携して実施する事業の内容
① 専門家派遣による、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催 ② 専門家派遣による、損害保険、傷害保険等の紹介
連携して事業を実施する者の役割
① 専門家派遣による、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催 ② 専門家派遣による、損害保険、傷害保険等の紹介
連携体制図等
<p>地域内小規模事業者</p> <p>①普及啓発セミナーの開催 ②損害保険、傷害保険等の紹介</p> <p>鶴岡市 三川町 出羽商工会</p> <p>連携</p> <p>山形県火災共済協同組合</p>